

深呼吸したくなるまち

エコみっけ

ここはエコのど真ん中

発行・編集

見附市 都市環境課

〒 954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

TEL : 0258-62-1700

FAX : 0258-62-7062

メール : token@city.mitsuke.niigata.jp

剪定枝チップを活用してみませんか？

見附市では、庭や家庭から出る剪定枝をごみとして処分するのではなく、**資源として回収**し、「**剪定枝チップ**」として生まれ変わらせ、市民の皆様[※]に無料で配布する取り組みをしています。

庭や畑に自然の力をプラス！

活用はアイデアしだい！

回収した剪定枝から生まれたチップは、敷き詰めれば雑草の発生を抑制するマルチングとして、完熟させれば堆肥としてなど、自然の循環を支える便利な資源となります。

剪定枝チップは土の保護や栄養循環の一環として役立つ自然素材。手軽に取り入れることで、庭や畑の環境改善に役立つ可能性があります。

ぜひあなたのアイデアで、新たな活用法を見つけてみてください！

配布
場所・時間

見附市清掃センター

(椿澤町4834番地)

チップ配布時間

平日 9:00~16:00

チップを積み込む際にはスコップをご用意ください。また、持ち帰り用の袋や段ボール箱なども各自でご準備ください。また、軽トラックでの輸送時には飛散防止のため、ブルーシートなどカバーのご利用をお願いします。

★配布時期など、ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

見附市役所 都市環境課 環境企画係

電話 0258-62-1700(内線173)

剪定枝を資源として回収しています

回収 場所・時間

★ 葛巻資源回収棟（葛巻2丁目5番5号）

平日 9:00～16:30

土日祝 9:00～17:30 ※1/1～1/3は休み

★ 見附市清掃センター（椿澤町4834番地）

平日 9:00～16:00

土 9:00～12:00 ※日曜、祝日、年末年始は休み

資源としてチップ化できる枝木が対象です

チップ 不可のもの

杉、松などの針葉樹、ドウダン、シュロ、
生垣の木、つる状の木はチップ**不可**×
腐ったり、枯れたりしたものも**チップ化**
できません。



枝の直径 1cm以上、10cm以下
枝の長さ 1メートル以内

規格外のものは、チップーシュレッダーで破碎ができないため、資源として回収しておりません。



× 太い



葉をすべて落としてください

葉っぱを取り除いて排出をお願いいたします。
葉っぱは、燃えるごみで排出してください。

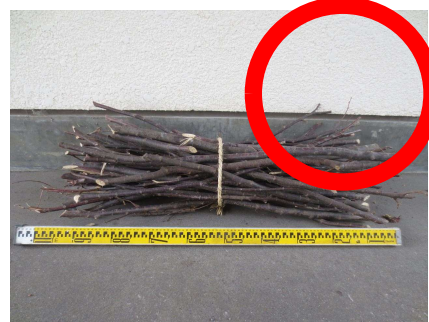


× 葉がついている



剪定枝の出し方

直径30cm程度の束にして、ひもでしばって葛巻資源回収棟もしくは清掃センターへお持ちこみ下さい。



なお、**木の幹**につきましては、市では**回収の対象外**となっております。
市内の一般廃棄物許可業者へ処理を依頼するか、造園業者等に伐採を含めた処理のご依頼をお願いします。

枝木のリサイクルを効率よく、ずっと続けていけるものにするために、適切な分別にご協力くださいますようお願いいたします。

剪定枝はリサイクルへ

ごみの野外焼却は、 法律で禁止されています！



ごみの焼却は
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で
原則**禁止**されています。
(※一部例外を除く)



一般家庭や事業所の敷地内での野焼き、簡易焼却炉、ドラム缶、コンクリートブロック等で囲う等での焼却処分は禁止されています。

焼却時に発生する煙や臭気、灰などにより健康被害や洗濯ものが干せないなど、近隣の住民の迷惑となるばかりでなく、火の粉により飛び火したり、燃え広がって火災の原因にもなりかねません。

家庭から出たごみは、決められた日に、決められたごみステーションへ出すようにしましょう。

実際にあった野焼き事例

ドラム缶による焼却



野焼き

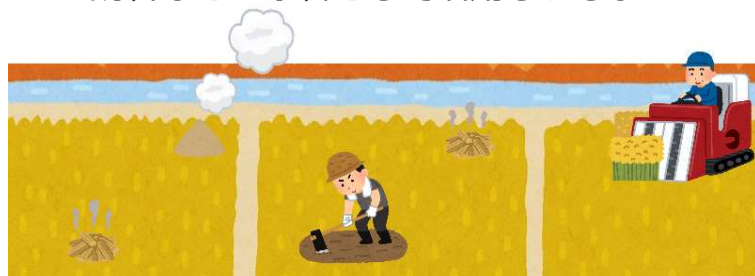


燃え広がれば
非常に危険です！！

稲わらや粃(もみ)がらの焼却(燐炭)

「農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」にあたるため禁止の対象外ですが、実施する場合は少量ずつ、風向き・強さ・時間帯を考慮し、周辺環境に十分配慮してください。

また、できるだけ焼却せずに、すき込みのほか飼料などの原料として活用しましょう。



上記にあたる場合であっても、
周辺住民から通報や苦情が生じた際、行政指導を行うことがあります。